

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地 建物	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
13,500,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
15,000,000円	土地	5,780,000円	(38.5%)
	建物	9,230,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
14,900,000円	土地	5,740,000円	(38.5%)
	建物	9,160,000円	(61.5%)

直接還元法			
13,500,000円	NOI	605,890円	
	NCF	540,570円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
13,500,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,488,965円	
	正味復帰価格の現在価値	9,034,945円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

- 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセツブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。
- ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。
- 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。
 - 対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。
 - 対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。
 - 本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。
 - 評価条件は以下の通りです。
対象確定条件 : 鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。
- 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の注意をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。
- 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。
- 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。
- 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地 建物	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
14,100,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
15,400,000円	土地	5,930,000円	(38.5%)
	建物	9,470,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
15,200,000円	土地	5,850,000円	(38.5%)
	建物	9,350,000円	(61.5%)

直接還元法			
14,100,000円	NOI	629,470円	
	NCF	564,869円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
14,100,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,692,761円	
	正味復帰価格の現在価値	9,438,231円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

1. 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセツブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。

2. ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。

3. 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。

・対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。

・対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。

・本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。

・評価条件は以下の通りです。

対象確定条件 : 鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。

4. 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の注意をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。

5. 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。

6. 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。

7. 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地 建物	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
12,400,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
14,400,000円	土地	5,540,000円	(38.5%)
	建物	8,860,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
15,900,000円	土地	6,120,000円	(38.5%)
	建物	9,780,000円	(61.5%)

直接還元法			
12,400,000円	NOI	562,100円	
	NCF	497,051円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
12,400,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,125,559円	
	正味復帰価格の現在価値	8,312,118円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

- 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセットブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。
- ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。
- 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。
 - 対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。
 - 対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。
 - 本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。
 - 評価条件は以下の通りです。
対象確定条件 : 鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。
- 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の注意をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。
- 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。
- 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。
- 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
14,500,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
15,900,000円	土地	6,120,000円	(38.5%)
	建物	9,780,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
15,800,000円	土地	6,080,000円	(38.5%)
	建物	9,720,000円	(61.5%)

直接還元法			
14,500,000円	NOI	646,050円	
	NCF	578,768円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
14,500,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,807,300円	
	正味復帰価格の現在価値	9,672,917円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

1. 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセツブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。

2. ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。

3. 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。

・対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。

・対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。

・本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。

・評価条件は以下の通りです。

対象確定条件 : 鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。

4. 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の注意をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。

5. 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。

6. 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。

7. 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
13,800,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
15,700,000円	土地	6,040,000円	(38.5%)
	建物	9,660,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
15,400,000円	土地	5,930,000円	(38.5%)
	建物	9,470,000円	(61.5%)

直接還元法			
13,800,000円	NOI	616,500円	
	NCF	551,299円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
13,800,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,578,645円	
	正味復帰価格の現在価値	9,212,753円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

1. 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセツブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。

2. ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。

3. 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。

・対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。

・対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。

・本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。

・評価条件は以下の通りです。

対象確定条件 : 鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。

4. 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の注意をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。

5. 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。

6. 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。

7. 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
13,500,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
15,700,000円	土地	6,040,000円	(38.5%)
	建物	9,660,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
14,900,000円	土地	5,740,000円	(38.5%)
	建物	9,160,000円	(61.5%)

直接還元法			
13,500,000円	NOI	605,600円	
	NCF	540,389円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
13,500,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,487,580円	
	正味復帰価格の現在価値	9,030,714円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

- 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセツブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。
- ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。
- 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。
 - 対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。
 - 対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。
 - 本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。
 - 評価条件は以下の通りです。
対象確定条件: 鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。
- 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の注意をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。
- 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。
- 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。
- 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

不動産調査報告概要

物件概要		
所在	愛知県名古屋市中区千代田一丁目1501番地	
用途	共同住宅	
種別/類型	住商混在/区分所有建物及びその敷地(貸家)	
土地 建物	面積	268.22㎡(実測図)/ 268.42㎡(登記簿)
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	建築年	2016年3月15日
	延床面積(GFA)	1003.56㎡(検査済証)/ 998.44㎡(登記簿)
	賃貸面積(NRA)	831.68㎡

鑑定評価額		
14,600,000円	価格の種類	正常価格
	価格時点	2026年4月30日

各手法による価格

原価法			
15,400,000円	土地	5,930,000円	(38.5%)
	建物	9,470,000円	(61.5%)

取引事例比較法			
15,000,000円	土地	5,780,000円	(38.5%)
	建物	9,230,000円	(61.5%)

直接還元法			
14,600,000円	NOI	649,012円	
	NCF	583,728円	
	緊急修繕費等	0円	
	還元利回り	4.0%	

DCF法			
14,600,000円	10年間の純収益の現価の合計額	4,851,597円	
	正味復帰価格の現在価値	9,731,815円	
	緊急修繕費等	0円	
	割引率	3.8%	
	最終還元利回り	4.2%	

【免責事項】

- 本件は「不動産の鑑定評価に関する法律(1963年法律第152号。以下、法律)」に基づいて、資格を有する不動産鑑定士及び不動産鑑定士補(以下、鑑定士等)が、高度な専門知識と良心に従って作成し、株式会社アセットブレイン(以下、AB)が発行した不動産鑑定評価書の概要を記載したものです(以下、本報告概要)。
 - ABは、公正かつ客観的な審査手続きを経て本報告概要を発行するとともに、AB及び鑑定士等は、本業務上知り得た秘密を保持することを約します。
 - 本報告概要の内容及び鑑定評価額は、次に記載の前提及び以下に記載の評価条件の範囲でのみ妥当します。
 - 対象不動産の権利関係、契約関係の確認及び物的状況の調査は、登記記録及び同付属地図並びにご依頼者ご提示資料に基づいて行われるものであり、その事実関係の有無、又は、権利内容等についてABが明示的又は黙示的に保証するものではありません。
 - 対象不動産の確認は、目視の範囲内において外観及び内覧調査をしたものであり、土壌汚染、地下埋設物、埋蔵文化財、アスベスト、建物内部に存在する瑕疵等については、本評価書に記載するもの以外はそれらが無いものとしており、かつ、将来それらの存在が判明したとしてもABが責任を負うものではありません。
 - 本報告概要の結論として提示する鑑定評価額は、現実の取引価格及び将来において成立する取引価格等を保証するものではありません。
 - 評価条件は以下の通りです。
- 対象確定条件：鑑定評価書「VI 鑑定評価の基本的な事項」を参照してください。
- 本鑑定評価書は、署名した鑑定士等が通常の実務をもって行ったもので、本評価書に関する責任は、ABが負います。
 - 本鑑定評価書の写しのABにおける保管期間は、法律の定めるところに従い5年間とします。
 - 本報告概要の依頼目的以外の使用及び記載事項の引用をする場合には、事前にABと協議して書面による同意を得る必要があります。
 - 本報告概要に起因して生じた紛争の一切の処理については、日本国の法令に準拠するものとし、その管轄裁判所は東京地方裁判所とします。